

# 電波利用料の見直しに関する検討会 公開ヒアリング説明資料

2013年5月13日  
西日本電信電話株式会社

# 1. 平成26～28年度に必要な電波利用共益事務

## 【検討課題】

次期(平成26～28年度)における電波利用共益事務の内容や、その歳出規模についてどのように考えるか。

- 電波の公平かつ効率的な利用を確保する観点から、電波利用共益事務の用途については必要な歳出に止め、予算規模の縮小が図られることを要望いたします。
- 電波利用料の用途をより一層明確化すると共に、実施内容の更なる効率化及び予算規模の適正化を図ることを要望いたします。

## 2. 次期電波利用料額の見直しの考え方

### 【検討課題】

電波利用料の軽減措置は無線局のどのような点に着目して適用すべきか。

- 山間地や離島などのエリアへの電気通信サービス及び災害対策用通信などの法令等に基づく通信については、公共性の高い用途であることから、電波利用料減免措置の適用の継続及び適用拡大を含めた値下げを要望いたします。
  - 日本電信電話株式会社等に関する法律(第3条)
    - ⇒ 弊社は電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与する責務がある。
  - 災害対策基本法(第2条)
    - ⇒ 弊社は指定公共機関として指定を受けている。

## 3. その他

### 【検討課題】

電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非についてどう考えるか。

- 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収については、利用可能エリアの拡大など公衆無線LANの発展の妨げになる可能性があることから、現行どおり電波利用料を徴収しないことを要望いたします。